

義援金受領証明書

ものまねキャラバン 代表 コロツケ 様

¥500,000 円

所得税法第78条第2項第1号及び
法人税法第37条第3項第1号並び
に地方税法第37条の2第1項第1
号及び第314条の7第1項第1号に
係る寄附金に該当いたします

ただし、「がんばろう！千葉 千葉県災害義援金」として
令和2年1月21日に上記金額を受領したことを証明します。

令和2年2月7日

千葉県災害対策本部

本部長 千葉県知事 森 田 健 作

(出納取扱者)

出納部長 千葉県会計管理者 宇井 隆浩

